■本社機能移転等促進補助金

認定要件　※①かつ②に該当する事業者

①本社機能の移転・拡充に伴い、市内の本社機能の従業員が、10名以上（中小企業5名以上）増加する場合
②人事異動が終了する日及び営業開始日が令和13年3月31日を 超えない場合

本社機能：調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、情報サービス事業部門、商業事業部門（一部）、サービス事業部門（一部）
移　　転：東京23区からの本社機能業務の市内への移転
拡　　充：市内での本社機能業務の新設又は拡大

支援内容

雇用奨励補助金（限度額：7千万円）	本社建物等整備奨励補助金（限度額：なし）	移転等賃借料奨励補助金（限度額：年額150万円）
市内の事業所へ転勤又は新規雇用された従業員一人につき、**50万円**を交付 東京23区からの転勤者は、**20万円**加算 ※福利厚生施設及び児童福祉施設での雇用者は対象外	新たに取得した土地、建物、償却資産に係る固定資産税相当額の**半額を2年間** 中小企業は、**全額を3年間**交付 ※本社機能に併せて整備される福利厚生施設及び児童福祉施設も対象	新たに賃借した建物、駐車場等に要した経費の**半額を3年間**交付
※1年以上本市へ住所を有すること等、条件あり	※投下固定資産総額が2000万円（中小企業は1000万円）以上等、条件あり	※認定事業者と本社建物等の賃貸人等との間に、資本上の親子関係が存在しないこと

提出期限　令和10年3月31日　かつ次の補助金ごとに定める日の３０日前まで

雇用奨励補助金	本社建物等整備奨励補助金	移転等賃借料奨励補助金
営業開始日	本社建物等の工事着手日	本社建物等の入居日

【お問い合わせ先】
周南市商工振興課企業立地推進室（０８３４－２２－８２２３）